

「セーフ・フロム・ハーム」 2025 年度登録前研修 テキスト版



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

イントロダクション（導入）

1. 登録前研修の目標

このセーフ・フロム・ハーム登録前研修は、「思いやりの心を育む」教育を指導者が理解し、指導者の「質」・スカウト運動の「質」の向上を図るとともにスカウト運動、スカウト教育の安全と安心を実現するためのものです。

2. 登録前研修の概要

セーフ・フロム・ハーム登録前研修を通じて、危害を予防するため、また、思いやりの心を育むための知識・方法を身につけることができます。登録にあたっては、eラーニングまたはテキストでの研修に取り組まなければなりません。

3. 登録前研修について

登録前研修を修了し、セーフ・フロム・ハームについて理解し同意したら、「確認と同意」にサインをしていただきます。サインをした同意書は所属団の団委員長へ提出してください。

研修構成と内容

この研修は

1. はじめに
2. 指導者としての心構え
3. SNS とインターネット
4. 社会の変化とともにあるスカウト運動
5. まとめ

の5つのステップから構成されています。

各ステップを通じて、セーフ・フロム・ハームに関する知識、指導者として留意すべきこと、また近年問題となっているトピックスや「思いやりの心」「スカウト運動・スカウト教育の安全と安心」について、学習ならびに考える時間としていただければと思います。

ステップ1【はじめに】

平成29年度の登録から、セーフ・フロム・ハームに関する登録前研修を全指導者に対して受講をお願いすることになり、2020年度の登録からは、ユース年代であるローバースカウトにも受講していただくことになりました。

当初は、「ちかい」と「おきて」の実践をすれば、このような研修や受講は不要ではないのかと言う意見をいただいたこともありました。しかしながら「人としての尊厳」を守り、「思いやりの心を育む」ことは、「ちかい」と「おきて」の実践以前の問題として、心がけなければならないものと思います。

また、「スカウト運動・スカウト教育の安全、安心」の実現は、「私は…」「スカウトは…」で始まる「ちかい」と「おきて」というスカウト運動に携わる人だけの問題ではなく、広く子ども達に接する大人としての責務であると思います。

毎年、注目される話題やその時代、その社会に合った問題、指導者として気づいて欲しい問題などをピックアップして設問にしています。

この登録前研修を通じて、セーフ・フロム・ハームとはいったい何かを考えていただき、その後のセーフ・フロム・ハームセミナーへの受講、他の指導者研修への参加、日常のスカウトへの指導の指針にしていただければ幸いです。

ステップ2【指導者としての心構え】

成人指導者の理解と受容

- セーフ・フロム・ハームの取り組みは、スカウト運動の健全な発展と適正なガバナンス（規則遵守のための管理体制）の維持に繋がります。その結果、地域社会におけるスカウト活動への信頼も築かれることとなります。すべての指導者とローバースカウトは、必ずこの研修を受講し、ガイダンスや「思いやりの心を育む」教育を理解したうえで、登録前に完了させてください。
- 研修終了後は、修了証を団に提出してください。登録審査時にコミッショナーが確認を行うため、団は全員の修了を取りまとめて報告してください。
- ご自身がハームを感じた場合は、日本連盟または県連盟に設置されている「セーフ・フロム・ハーム相談窓口」をご活用ください。また、他の方からハームに関する相談を受けた場合は、相談者の立場として真摯に話を聞き、冷静かつ公平に対応してください。対応が困難な場合は、「セーフ・フロム・ハーム相談窓口」の利用をお勧めします。
- なお、相談を受ける際は、できるだけ2人以上で対応してください。
- 思いやりの心を育むためには、まず成人指導者（大人）が思いやりの心を持って人と接する姿を見せることが大切です。子どもは大人の背中を見て育ちます。成人指導者は誰に対しても優しい気持ちでコミュニケーションを取るよう心がけましょう。
- 皆さんがボーイスカウト活動で公共施設を利用する際は、施設のルールと社会的ルールを優先して守りましょう。スカウト特有の行動が他の利用者の迷惑となる場合がありますので、その適用には配慮が必要です。しかし、公共施設を利用することは、社会を知り、社会のルールやマナーを守る良い機会となります。事前に施設のルールをスカウトに伝え、守るよう指導するなどして、スカウティングに結びつけるよう心掛けてください。
- スカウトと共に活動している期間は、いかなる場合も飲酒は禁止です。事故や事件は、思いがけないところで発生することがあります。危機管理の観点からも、万が一の時に適切に対応できなくなります。
- 指導者が接しているスカウトの多くは未成年者です。未成年者は保護者や親権者の監督の下で生活しています。指導者は、スカウトの保護者や親権者からその責任を預かっている立場にあります。スカウトの活動中に起こる変化や状況については、責任を持つ立場として、保護者と適切に情報を共有するよう心掛けましょう。

次のセーフ・フロム・ハームに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

問題 1

登録前研修は所属団の代表が受けていれば、成人指導者やローバースカウトは受けなくてもよい。

()

問題 2

日本連盟または県連盟に設置されている「セーフ・フロム・ハーム相談窓口」は、団に報告してからしか活用できない。

()

問題 3

人への思いやりを育む教育は、成人指導者が自らの行動で模範を示すことから始め、スカウトにもその姿勢を伝えることが重要である。

()

問題 4

公共施設を利用して活動する場合、施設や社会のルールに従わなくてもスカウト活動であれば認められる。

()

問題 5

スカウト活動中に飲酒をしても、事故や事件が発生しない限り問題はない。

()

問題 6

指導者はスカウトの活動中の変化や状況を、保護者と情報共有する責任がある。

()

ステップ3【SNSとインターネット】

はじめに

私たちの生活を便利にしてくれるインターネット。世界中の多くの人にとって、すでにインターネットは無くてはならないものになっており、インターネットを安全に正しく使うことができればとても役に立ちます。

スカウト活動においても、最近のスカウトジャンボリーではアプリケーションが活用されたり、それぞれがSNSを活用して情報を発信したりしています。

しかし、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷・いじめにつながってしまうというすごく悲しいこともあります。また、自分が気づかない間に誰かを傷付けてしまうこともあるのです。

コミュニケーションツールとして

インターネットは、コミュニケーションツールとしてなくてはならない存在です。その便利さは、善人にとっても悪人にとっても同じです。本当の姿を隠して近づいてくる人がいることを忘れて使うと危険です！また、SNSやメール、チャット等文字のみのコミュニケーションでは相手に感情や思いが伝わりづらく工夫が必要になってきます。

コミュニケーションツールのやりとりでは文字だけではなく、ボイスチャットのような音声通話であっても実際に会ったことのない相手との会話では個人情報を伝えないのはもちろんの事、自身についての細かな情報は教えないように細心の注意を払いましょう。

W i - F i

インターネットに接続する手段として、W i - F i がありますが、情報を盗み取るために設置された悪質なW i - F i もあります。初めて訪れたキャンプ地にW i - F i スポットがある場合でも、誰が設置したのかを必ず確認しましょう。確認が取れない場合は、安易に接続しない心構えが必要です。

S N S とは

S N S は、ソーシャルネットワークサービスといわれる会員同士のコミュニケーションを行うW e b サイトのサービスです。多くのS N S では個人のプロフィールや写真の掲載、メッセージ機能、日記機能などがあり、それらは公開範囲に制限を設けることもできるので、活用しましょう。パソコン、スマートフォン、インターネットに接続できる機器であれば、いつでもどこでも使うことができます。利用者同士が交流し、コミュニケーションをとりながら遊べるソーシャルゲーム（ネットゲーム）も普及してきました。

S N S の安全性

S N S はとても便利なコミュニケーションツールですが、友達同士や仲間同士だという安心感につけこみ、不正利用されたアカウントによって、詐欺やウイルスを送りつけられたりと被害に遭うなどの被害が発生しています。

S N S への書き込み

友人同士や仲間同士のグループに書き込んだ情報が流出することがあります。プライバシー設定の不備により情報が流出してしまったり、友人が引用することで書き込んだ情報が意図せず拡散される危険性もあります。

また、投稿した写真に写った名札などから個人が特定されたり、スマートフォンで撮影した写真に埋め込まれた情報から場所などが特定されることもあるので注意が必要です。

事件や犯罪

インターネットの拡大初期のころはチェーンメールで嘘の情報が広まり、現在では掲示板やSNS、メッセージアプリなどにより嘘の情報の拡散が行われるようになってきました。

特に最近ではSNSや掲示板などでは、仕事の内容を明かさずに高額な報酬を示唆したバイトの募集を見かけることがあります。いわゆる闇バイトといわれるものです。簡単に高収入を得られるからと応募して、詐欺や強盗の犯罪に加担することになることがあります。簡単な仕事で高額な報酬など甘い言葉につられないように、絶対に手を出さないでください。

犯罪へ巻き込まれたケースとして、警視庁「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況などについて」によると、オレオレ詐欺などの特殊詐欺での少年の検挙人員は477人です。また、被害者からお金を受け取る「受け子」として検挙された人の中でも5人に1人が少年です。中高生には高額でも、詐欺グループにとってはだまし盗った金額のごく一部。つかまっても困らない使い捨てのコマとして、都合よく利用されているだけなのが現実です。

ID・パスワード

IDやパスワードは、パソコンやスマートフォンなどの情報機器やSNSなどの各種インターネットサービスを利用する際に必要な情報です。このIDやパスワードが盗まれるとパソコンなどの情報機器が使われたり、インターネットサービスを勝手に利用され個人情報が盗まれるなどの被害に遭うこととなります。またこれらに乗っ取ることにより、第三者への攻撃や、詐欺などに使われることにもつながります。

パスワードは他人に推測されにくいものにしましょう。また、他人に教えるということは、銀行口座の暗証番号を教えるようなものです。大切に保管し、他人に教えないようにしましょう。

著作権

ボーイスカウト活動において、レポートを提出する機会が多くなります。そのようなとき、見栄えが良いレポートを作成するために、インターネット上にある写真やイラストを使ってレポートを作成する場合には注意が必要です。

写真やイラストは誰かの著作物です。無断で使用することは他者の権利を侵害している可能性があります。著作権侵害で刑事罰や損害賠償が発生することがあります。

イラストや写真もフリー素材というものがあり、無料で使えるものもあります。それ以外のものは基本的に許可が必要です。注意して使用しましょう。

次のSNSに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

問題 1 :

メッセージを送信する場合、文字だけでは相手へ誤解を与えることがあるので、送信前にもう一度文章を確認するのが望ましい。

()

問題 2

隊長や副長には話しづらく、SNSには会ったことは無いけれど親身になって話を聞いてくれる人がいるのでその人に相談する。

()

問題 3

アルバイトを探すためにインターネット掲示板を見ていると、「短時間で高収入」「簡単に稼げます」と書いてあったのですぐに応募した。

()

問題 4

今日の隊集会で撮った写真を確認すると、名札がはっきりと写っているので名前が分からないようにモザイク処理をしてSNSに投稿した。

()

問題 5

ハイキングの時、富士山がよく見える踏切があったので、他の班の友達だけに見せようと思い線路に入って写真撮影をした。後日、友達だけしか見られないSNSに投稿した。

()

ステップ4【社会の変化とともにあるスカウト運動】

LGBTQ+と時代の変化

昨年は、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されたこと、私たち指導者が率先して社会、時代の変化に応じた取り組みが求められることとお話ししました。

今回は、「Q+」についてお話します。

この「Q」とはクエスチョニング (Questioning) のことで、自分自身の性自認や性的指向が定まっていない、意図的に定めていないセクシュアリティを意味します。そして、「+」は、他にもさまざまなセクシュアリティがあることを表現しています。

多様な性で“LGBTQに区分分けされない人”の頭文字を取ったもの、当事者が自分たちのことをポジティブに語るときの呼び名、さまざまな性的マイノリティが社会に向けて活動する際の“連帯”を表す言葉として、「LGBTQ+」と使われています。

「LGBTQ+」の人々に対しての不適切な発言に対しては、抗議が起こることも珍しくなく、より平等な社会への関心・各人の多様な個性の尊重と全ての人の社会参加を目指す考え方(ダイバーシティ&インクルージョン)に近づきつつあります。

教育規程

1-5 参加の原則

本連盟の組織は、平等の原則に従い、すべての人に開放される。

学校教育でも大きな変化が起きようとしています。女子は「スカート」男子は「ズボン」という固定概念が取り払われ、男女問わず着られる「ジェンダーレス制服」を導入する学校が増えてきています。

私たちボーイスカウトでも、男女の指導者を問わず「中折れ帽の使用」、「ハットの使用」が認められるようになったことも、この多様性の尊重の一つの表れなのです。

日本版DBSについて

昨年もお話しましたが、日本版DBSと言われる法律（正式名称：学校設置者及び民間保育等事業者における児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律<令和6年法律第69号>）が令和6年に成立しました。

子どもに対する性犯罪・性暴力が学校の現場に限らず自然体験活動などの中で発生している現状を考慮して成立したものです。

しかしながら、法律は成立しましたが、施行はまだされておらず、令和8年に施行を予定しています。

わたし達ボーイスカウトの関係者はこの法律の適用対象となる団体（「子ども家庭庁」が認定団体として例示している学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）の「民間教育事業」に該当することになります。ボーイスカウト日本連盟は認定団体としての登録を目指しています。

認定団体に登録された場合には、認定団体側（日本連盟や各県連盟）が子ども達と対面指導を行っている指導者の犯罪事実を確認し、その事実が確認できた場合には、子ども達の指導をさせない等の措置を講じることが義務づけられることとなります。

私たち指導者は、今後施行される日本版DBSの理解に努め、率先してこの法律の施行に協力するようにしたいものです。

ステップ5【まとめ】

最後にセーフ・フロム・ハームの重要事項を再確認したいと思います。

●セーフ・フロム・ハームはスカウト運動の質の向上を目指します

- スカウトや指導者からの信頼が向上するとともに指導者自身の意識の向上が図れ、スカウト運動の地域社会からの信頼がさらに高まります
- 相談窓口の設置によりコンプライアンスの向上とともに、活動実態の可視化につながります
- これらの推進することにより「スカウト運動の質の向上」を目指します。

●ガイドラインを遵守し、社会の変化に対応します

- すべての人の尊厳を尊重する
- すべての成人・青少年を平等に扱う
- すべての人に対し、脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉を遣わない
- どのような悩みにも親身になって相談にのり、対応する
- ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ
- 活動中にスカウトの前で喫煙はしない
- スカウト活動中は飲酒をしない
- 安全で安心できるスカウト活動のために指導者は複数で活動を行います

●セーフ・フロム・ハームへの対処に責任を持ちます

- 問題発生時の対応は、場当たりの対応にならぬよう、常に準備をします
- 被害者、加害者共に公平な視点に立って傾聴の姿勢で話を聞きます
- 無理な要求には曖昧な返事をせず、きっぱりと断ります
- 団内などで対応が難しい場合は、地区や県連盟に相談します

●研修の最後に

「セーフ・フロム・ハーム」を推進することでハームのない活動環境を提供し、スカウトの年代に適した安全で安心できる活動になります。これがひいてはボーイスカウト運動の目的である「より良き社会人を育てる」運動のさらなる発展に繋がるのです。

次のセーフ・フロム・ハームに関する記述が正しければ「○」、間違いであれば、「×」でお答えください。

問題 1

ちかいとおきてを实践すれば、セーフ・フロム・ハームを考える必要はない。

()

問題 2

男性指導者は中折れ帽を被ることを禁止されている。

()

問題 3

日本では子ども達に対する性犯罪を防止するため指導者の犯罪歴を調査する子ども性暴力防止法が成立し、既に施行されている。

()

問題 4

小さな問題（トラブル）と思われることでも、団会議等で共有することが必要である。

()

問題 5

セーフ・フロム・ハームへの取り組みは保護者やスカウトへも伝える。

()

【回答集】

ステップ2

問題1 (×)

問題2 (○)

問題3 (×)

問題4 (×)

問題5 (○)

ステップ3

問題1 (○)

問題2 (×)

問題3 (×)

問題4 (○)

問題5 (×)

ステップ5

問題1 (×)

問題2 (×)

問題3 (×)

問題4 (○)

問題5 (○)

あらためて、各ステップの説明内容をお読みください。



セーフ・フロム・ハームの確認と同意

私はスカウト運動の指導者として、スカウトと自分自身の保護のためにセーフ・フロム・ハームについて理解し、以下の項目の確認と同意をします。

記入方法：

- ① 各項目を読んで同意できたら□にレ点を入れてください。
- ② 本書への確認と同意をもって、登録前研修の修了といたします。確認日、氏名を記入の上、所属する団、地区、または（県）連盟に提出してください。

確認と同意事項：

1. すべての人の尊厳を尊重します。
2. いかなるときもスカウトに、体罰を与えることはしません。
3. すべての成人・青少年を平等に扱います。
4. すべての人に脅威を与えたり、感じさせたりする言葉を使いません。
5. スカウト活動中は飲酒をしません。
6. スカウトの前で喫煙はしません。また、受動喫煙にも注意します。
7. セーフ・フロム・ハームに関する問題が発生したら、速やかに対応をします。
8. 子ども達を性犯罪から守る日本版DBSの理解に努めます。

確認日：_____年_____月_____日

署名：_____

(役務：_____)